

底層溶存酸素量に係る環境基準の水域類型の指定について（諮問）
に関する参照条文

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）	・ ・ ・ 2
環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令 （平成 5 年政令第 371 号）	・ ・ ・ 4
中央環境審議会議事運営規則（平成 13 年中央環境審議会）	・ ・ ・ 6
水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年環境省告示第 59 号）	・ ・ ・ 9

環境基本法（抜粋）

第三節 環境基準

第十六条 政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

2 前項の基準が、二以上の類型を設け、かつ、それぞれの類型を当てはめる地域又は水域を指定すべきものとして定められる場合には、その地域又は水域の指定に関する事務は、次の各号に掲げる地域又は水域の区分に応じ、当該各号に定める者が行うものとする。

一 二以上の都道府県の区域にわたる地域又は水域であつて政令で定めるもの 政府

二 前号に掲げる地域又は水域以外の地域又は水域 次のイ又はロに掲げる地域又は水域の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ 騒音に係る基準（航空機の騒音に係る基準及び新幹線鉄道の列車の騒音に係る基準を除く。）の類型を当てはめる地域であつて市に属するもの その地域が属する市の長

ロ イに掲げる地域以外の地域又は水域 その地域又は水域が属する都道府県の知事

3 第一項の基準については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。

4 政府は、この章に定める施策であつて公害の防止に関するもの（以下「公害の防止に関する施策」という。）を総合的かつ有効適切に講ずることにより、第一項の基準が確保されるように努めなければならない。

（中央環境審議会）

第四十一条 環境省に、中央環境審議会を置く。

2 中央環境審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 環境基本計画に関し、第十五条第三項に規定する事項を処理すること。

二 環境大臣又は関係大臣の諮問に応じ、環境の保全に関する重要事項を調査審議すること。

三 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第百三十九号）、自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）、絶滅のおそれのある野生動植物の

種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）、循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）、生物多様性基本法（平成二十年法律第五十八号）及び愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年法律第八十三号）によりその権限に属させられた事項を処理すること。

- 3 中央環境審議会は、前項に規定する事項に関し、環境大臣又は関係大臣に意見を述べることができる。
- 4 前二項に定めるもののほか、中央環境審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他中央環境審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令（抜粋）

（環境基本法第十六条第二項第一号 の政令で定める水域）

第一条 環境基本法第十六条第二項第一号の政令で定める水域は、別表に掲げる水域とする。

別表 （第一条関係）

一 河川

- イ 北上川水系の北上川
- ロ 阿武隈川水系の阿武隈川
- ハ 那珂川水系の那珂川
- ニ 利根川水系の利根川
- ホ 利根川水系の常陸利根川
- ヘ 利根川水系の北浦
- ト 利根川水系の霞ヶ浦
- チ 利根川水系の鬼怒川
- リ 利根川水系の江戸川（埼玉県、千葉県及び東京都に係るもの。）
- ヌ 利根川水系の旧江戸川
- ル 利根川水系の中川（埼玉県及び東京都に係るもの。）
- ヲ 利根川水系の綾瀬川
- ワ 利根川水系の渡良瀬川
- カ 利根川水系の神流川
- ヨ 荒川水系（埼玉県及び東京都に係るもの。）の荒川
- タ 多摩川水系の多摩川
- レ 相模川水系の相模川（桂川を含む。）
- ソ 阿賀野川水系の阿賀野川
- ツ 信濃川水系の信濃川
- ネ 富士川水系の富士川
- ナ 天竜川水系の天竜川
- ラ 木曾川水系の木曾川
- ム 木曾川水系の揖斐川
- ウ 木曾川水系の長良川
- ヰ 淀川水系の淀川（宇治川及び瀬田川を含む。）
- ノ 淀川水系の神崎川（大阪府及び兵庫県に係るもの。）
- オ 淀川水系の猪名川
- ク 淀川水系の木津川（三重県、京都府及び奈良県に係るもの。）

- ヤ 淀川水系の琵琶湖
- マ 大和川水系の大和川
- ケ 紀の川水系の紀の川
- フ 江の川水系の江の川
- コ 小瀬川水系の小瀬川
- エ 吉野川水系の吉野川
- テ 山国川水系の山国川
- ア 筑後川水系の筑後川
- サ 筑後川水系の宝満川

二 海域

- イ 館山市洲崎から三浦市剣崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域
- ロ 愛知県羽豆岬から同県篠島北端まで引いた線、同島南端から同県伊良湖岬まで引いた線、同地点から三重県大王崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域
- ハ 和歌山市田倉崎から兵庫県淡路島生石鼻まで引いた線、同島松帆崎から明石市朝霧川河口左岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域
- ニ 相生市金ヶ崎から兵庫県西島手繰干崎まで引いた線、同地点から香川県小豆島藤崎まで引いた線、同地点から岡山県猪ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域
- ホ 玉野市出崎から香川県井島へらが崎まで引いた線、同島鞍掛鼻から同県豊島ダーダガ鼻まで引いた線、同島礼田崎から高松市長崎鼻まで引いた線、福山市狐崎から同市宇治島西端まで引いた線、同島南端から香川県三崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域
- ヘ 香川県三崎から四国中央市関谷鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域
- ト 福山市狐崎から愛媛県高井神島宮ノ越鼻まで引いた線、同島金ノ弦鼻から今治市大崎ノ鼻まで引いた線、広島県赤崎から同県大崎上島尾辺ケ鼻まで引いた線、同島観音鼻から愛媛県梶取ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域
- チ 広島県簗浜鼻から同県厳島聖崎まで引いた線、同島セング鼻から同県西能美島豪頭鼻まで引いた線、同県東能美島親休鼻から山口県情島黒崎鼻まで引いた線、同地点から同県屋代島瀬戸ノ鼻まで引いた線、同島明神鼻から同県瀬戸山鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域
- リ 宇部市黒崎から大分県長崎まで引いた線、下関市網代鼻から北九州市八幡崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域
- ヌ 諫早湾潮受堤防、長崎県瀬詰崎から熊本県天草下島シラタケ鼻まで引いた線、同島と同県天草上島を結ぶ瀬戸大橋、同島と同県前島を結ぶ松島橋、同島と同県大池島を結ぶ前島橋、同島と同県永浦島を結ぶ中の橋、同島と同県大矢野島を結ぶ大矢野橋、同島と同県宇土半島を結ぶ天門橋及び陸岸により囲まれた海域

中央環境審議会議事運営規則

(会議の招集)

第一条 会長は、中央環境審議会(以下「審議会」という。)の総会を招集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議案を、委員及び議案に係る臨時委員に通知するものとする。

(会長)

第二条 会長は、議長として、総会の議事を整理する。

2 会長は、すべての部会、小委員会、専門委員会に出席し、意見を述べることができる。

(専門委員)

第三条 専門委員は、会長の承認を得て、総会に出席し、意見を述べるができる。

(部会)

第四条 審議会に、次に掲げる九部会を置く。

- 一 総合政策部会
- 二 循環型社会部会
- 三 環境保健部会
- 四 地球環境部会
- 五 大気・騒音振動部会
- 六 水環境部会
- 七 土壌農薬部会
- 八 自然環境部会
- 九 動物愛護部会

2 部会の所掌事務は、別表に定めるところによる。

3 会長は、必要と認めるときは、二以上の部会の所掌に係る議案について調査審議するため、二以上の部会の合同の部会を設置することができる。

(諮問の付議)

第五条 会長は、環境大臣又は関係大臣の諮問を適当な部会(前条第一項及び第三項に規定する部会をいう。以下同じ。)に付議することができる。

(部会の決議)

第六条 部会の決議は、会長の同意を得て審議会の決議とすることができる。

2 会長は、一の部会の決議を他の部会の審議に付することが適当と認めるときは、当

該決議に係る案件を当該他の部会に付議することができる。

- 3 会長は、第一項の同意をしたときは、その同意に係る決議を総会に報告するものとする。ただし、総会において報告を要しない旨の決議を経たものについては、この限りではない。

(準用規定)

第七条 第一条から第三条（第二条第二項を除く。）までの規定は、部会に準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(小委員会)

第八条 部会は、必要に応じ、その定めるところにより、小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会に属すべき委員、臨時委員又は専門委員は、部会長が指名する。
- 3 小委員会に委員長を置き、部会長の指名により、これを定める。
- 4 小委員会の決議は、部会の定めるところにより、部会長の同意を得て部会の決議とすることができる。
- 5 第一条及び第二条第一項並びに中央環境審議会令第七条第一項及び第二項の規定は、小委員会に準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「小委員長」と読み替えるものとする。

(専門委員会)

第九条 部会は、必要に応じ、その定めるところにより、専門の事項を調査するため、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に委員長を置き、部会長の指名によりこれを定める。

(会議録)

第十条 総会、部会、小委員会及び専門委員会の議事については、会議の概要を記載した会議録を調製しなければならない。

(雑則)

第十一条 この規則に定めるもののほか、総会の運営その他審議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

- 2 部会の運営に必要な事項は、部会長が定める。

別表

部会名	所掌事務
総合政策部会	一 環境基本計画に関すること。 二 環境の保全に係る重要な事項に関すること（他の部会の所掌に属するものを除く）。
循環型社会部会	一 廃棄物処理及びリサイクル推進に係る重要な事項に関すること。 二 循環型社会形成推進基本法の規定に基づく循環型社会形成推進基本計画に関すること。
環境保健部会	一 公害に係る健康被害の補償及び予防に係る重要な事項に関すること。 二 化学物質対策、石綿による健康被害の救済その他環境保健に係る重要な事項に関すること。
地球環境部会	地球環境の保全に係る重要な事項に関すること。
大気・騒音振動部会	一 大気環境の保全に係る重要な事項に関すること。 二 交通環境対策に係る重要な事項に関すること。 三 悪臭防止に係る重要な事項に関すること。 四 騒音防止に係る重要な事項に関すること。 五 振動防止に係る重要な事項に関すること。
水環境部会	一 水環境の保全に係る重要な事項に関すること。 二 地盤環境の保全に係る重要な事項に関すること。 三 瀬戸内海の環境の保全に係る重要な事項に関すること。
土壌農薬部会	一 土壌環境の保全に係る重要な事項に関すること。 二 農薬による環境汚染の防止に係る重要な事項に関すること。
自然環境部会	一 自然環境の保全に係る重要な事項に関すること。 二 自然公園に係る重要な事項に関すること。 三 野生生物の保護及び狩猟に係る重要な事項に関すること。
動物愛護部会	動物の愛護及び管理に係る重要な事項に関すること。

水質汚濁に係る環境基準について（抜粋）

環境基本法(平成5 年法律第91 号)第16 条による公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護し及び生活環境(同法第2 条第3 項で規定するものをいう。以下同じ。)を保全するうえで維持することが望ましい基準(以下「環境基準」という。)は、次のとおりとする。

第1 環境基準

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護および生活環境の保全に関し、それぞれ次のとおりとする。

1 人の健康の保護に関する環境基準（略）

2 生活環境の保全に関する環境基準

（1）生活環境の保全に関する環境基準は、各公共用水域につき、別表2 の水域類型の欄に掲げる水域類型のうち当該公共用水域が該当する水域類型ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

（2）～（略）

3～（略）

第2～4 （略）

別表 2 生活環境の保全に関する環境基準（抜粋）

1 河川

- (2) 湖沼（天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖）

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

※1 基準値は、日間平均値とする。

2 海域

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

※1 基準値は、日間平均値とする。